

岩手県監査委員告示第39号

監査結果の公表（平成22年岩手県監査委員告示第25号）により公表した監査の結果に対する措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により岩手県知事から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

平成22年8月3日

岩手県監査委員 千葉 康一郎  
岩手県監査委員 樋下 正信  
岩手県監査委員 伊藤 孝次郎  
岩手県監査委員 工藤 洋子

1 監査対象機関名 財団法人いわてリハビリテーションセンター

2 監査実施日

(1) 予備監査実施日 平成22年1月26日

(2) 本監査実施日 平成22年2月23日

3 監査結果の公表の日 平成22年4月2日

4 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
勤勉手当の支給に当たり、支給すべき金額より少なく支給しているものが1件、80,169円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	支給すべき金額より少なく支給していた勤勉手当については、平成22年2月15日に追給した。 なお、今後は、センター内のチェック体制の強化を図り、再発防止に努める。